

年 月 日

保 護 者 様

明石市立明石商業高等学校
学 校 長

登校許可報告書の記入について

感染症登校許可書の発行に別途費用が必要な場合や医療機関で発行してもらえない場合に限り、下の登校許可報告書を保護者の方が記入し、学校に提出してください。なお、提出の際には、学校感染症に感染したことがわかるよう、病院や薬局等で発行される「薬の説明書」等のコピーの添付をお願いいたします。*裏面に「感染症に罹患した時の登校のめやす」を載せています

登 校 許 可 報 告 書

_____年_____組_____番

生徒名前_____

病名_____

医師より、_____年_____月_____日からの登校を許可されたことを報告します。

受診した医療機関名 _____

医療機関電話番号 (_____) _____

_____年_____月_____日

保護者名_____

| | | |
|----------------------|----|----------------------|
| 生徒本人 (保護者) が記入 | 早退 | 年 月 日 () _____限より早退 |
| | 欠席 | 年 月 日 () ~ 月 日 () |

登校時に学校へ提出すること。

| | | | |
|-----------|---------|----------------------|--------------------|
| 学校 確認欄 | ① 担任 | ② 生徒支援部 (原本保管) | ③ 教務部 (写し保管) |
|-----------|---------|----------------------|--------------------|

感染症に罹患した時の登校のめやす

| 病名 | 感染しやすい期間 | 登校(園)のめやす |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| インフルエンザ | 症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してから(幼児にあつては3日) |
| 新型コロナウイルス感染症 | | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了してから |
| 麻疹(はしか) | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過してから |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから |
| 風しん | 発しん出現の前7日から後7日間くらい | 発しんが消失してから |
| 水痘(水ぼうそう) | 発しん出現1~2日前から痂皮形成まで | 全ての発しんがかさぶたになってから |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主要症状が消退した後2日を経過してから |
| 結核 | | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められてから |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等) | | 有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められてから。(無症状病原体保有者の場合には、トイレで排泄習慣が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要はない。) |
| 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される | 眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められてから |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 有効な治療を開始して24時間経過するまでは感染源となる | 症状により学校医その他の医師により感染のおそれがないと認められてから |